

世田谷区公契約の労働報酬下限額の決定について（案）

1. 趣旨

平成 27 年 12 月 28 日付けで提出された世田谷区公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会（以下「委員会等」）の中間報告の意見を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおり定める。

2. 労働報酬下限額

(1) 予定価格 3 千万円以上の工事請負契約について

金額：公共工事設計労務単価の 85%相当額（1 時間あたり）

対象：国土交通省の定義による 51 職種の技能労働者に該当する者を対象とし、次の労働者については下記（2）に定める金額とする。

【上記金額の対象としない労働者】

見習い、手元等の労働者（労働者等との合意の下で使用者が判断する者をいう。）

年金等の受給のために賃金を調整している労働者

51 職種の技能労働者に該当しない労働者

理由：・委員会等の議論において、公共工事設計労務単価の 70～85%とする案が提示されたこと。

・区と同等の契約対象金額の他自治体の実績が、80～85%であること。

(2) 予定価格 2 千万円以上の工事請負契約以外の契約（委託等）について（指定管理者の協定を含む。不動産契約、賃貸借契約を除く。）

金額：950 円（1 時間あたり）

理由：・委員会等の議論において、区職員給与から算出した 1,093 円とする案が提示されたが、給与体系全体とのバランスなど、行政運営の公平性及び財政負担の適正性等の観点から、平成 28 年度区臨時職員の時間単価が妥当であること。

・他自治体においても、区臨時職員賃金や最低賃金、生活保護基準等を適用または参考にしていること。

区臨時職員の賃金は、都条例による最低賃金（907 円 平成 27 年 10 月改定）を基準に、民間における臨時職員の賃金水準の動向等を踏まえ、決定している。

3. 告示日

平成 28 年 4 月 1 日

平成 28 年 7 月 1 日以降に契約締結する案件に適用

4. 今後のスケジュール

2 月 8 日 企画総務常任委員会で報告

4 月 1 日 労働報酬下限額の告示

4 月以降 労働報酬下限額について事業者・労働者等に P R

7 月 1 日 適用開始

他自治体の労働報酬下限額の現状

自治体	適用期日	委託	工事（設計労務単価 %）
		対象契約金額	対象契約金額
千代田区	27.4.1	938円	85%
		3000万円以上	1億5千万円以上
渋谷区	27.4.1	938円	90%【見習い、年金調整労働者 938円】
		1000万円以上	1億円以上
足立区	27.4.1	930円	90%【熟練以外は計作業員の70% 1,064円】
		9000万円以上	1億8千万円以上
国分寺市	27.4.1	929円	90%
		1000万円以上	9000万円以上
多摩市	28.4.1	946円	80%【熟練以外は988円】
		1000万円以上	5000万円以上
川崎市	28.4.1	928円	90%
		1000万円以上	6億円以上
相模原市	28.4.1	927円	90%
		500万円以上	1億円以上
厚木市	28.4.1	929円	90%【見習い・年金調整労働者929円】
		1000万円以上	1億円以上
野田市	27.4.1	850円	85%
		1000万円以上	4000万円以上

【参考】民間アルバイト等 世田谷・目黒エリア（新聞折込・ネット）

時給	種別	内容
1000円	レジ・フロア	牛丼屋
980円	レジ・フロア	食品スーパー
950円	用務	保育園用務
	キッチン・フロア	ハンバーガー
	調理	小学校給食調理
920円	キッチン・フロア	回転寿司
	レジ	コンビニ
	調理	企業食堂調理

【参考】最低賃金（27.10.1）

都道府県	最低賃金
東京都	907円
神奈川県	905円
埼玉県	820円
千葉県	817円
山梨県	737円